

令和5年度短期留学予定の採用候補者の皆さんへ

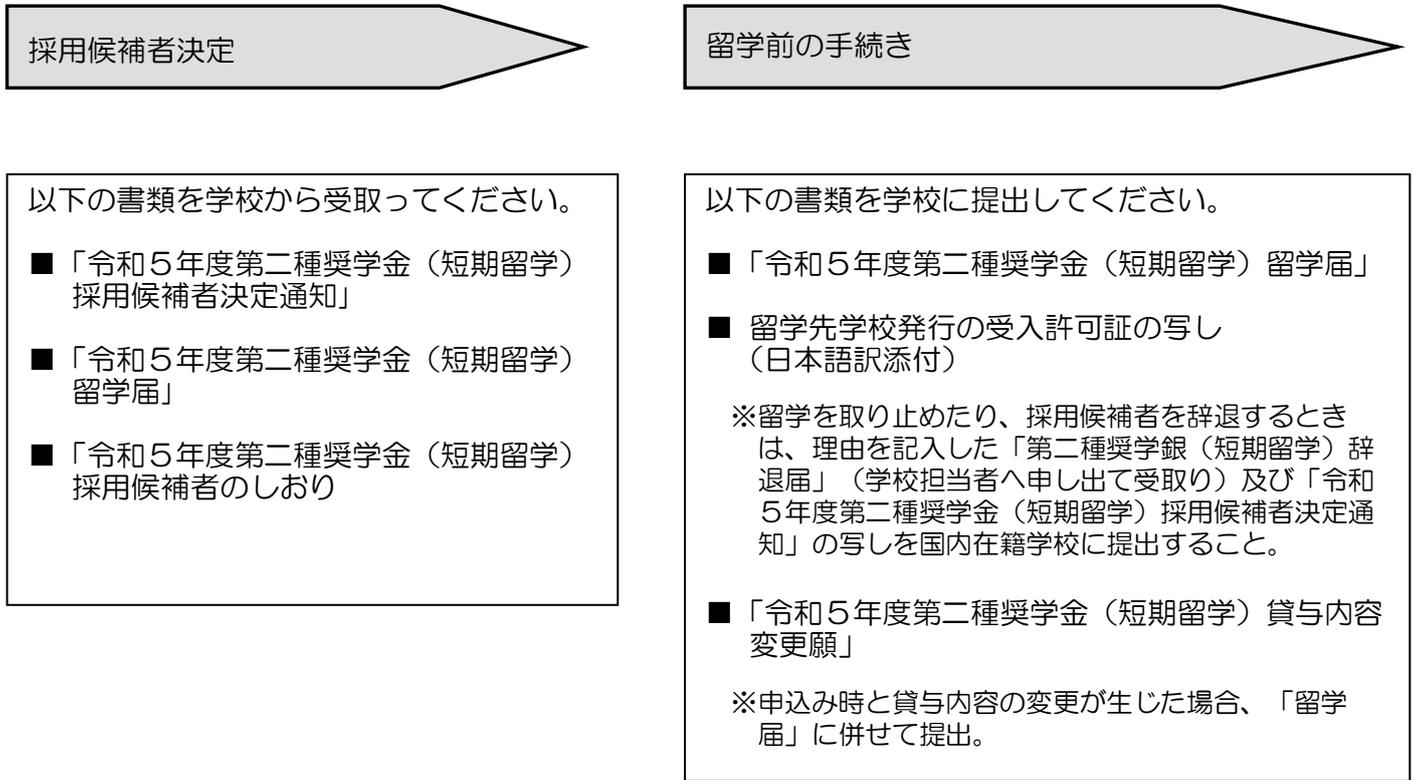
第二種奨学金（短期留学）採用候補者のしおり

このしおりでは以下について説明しています

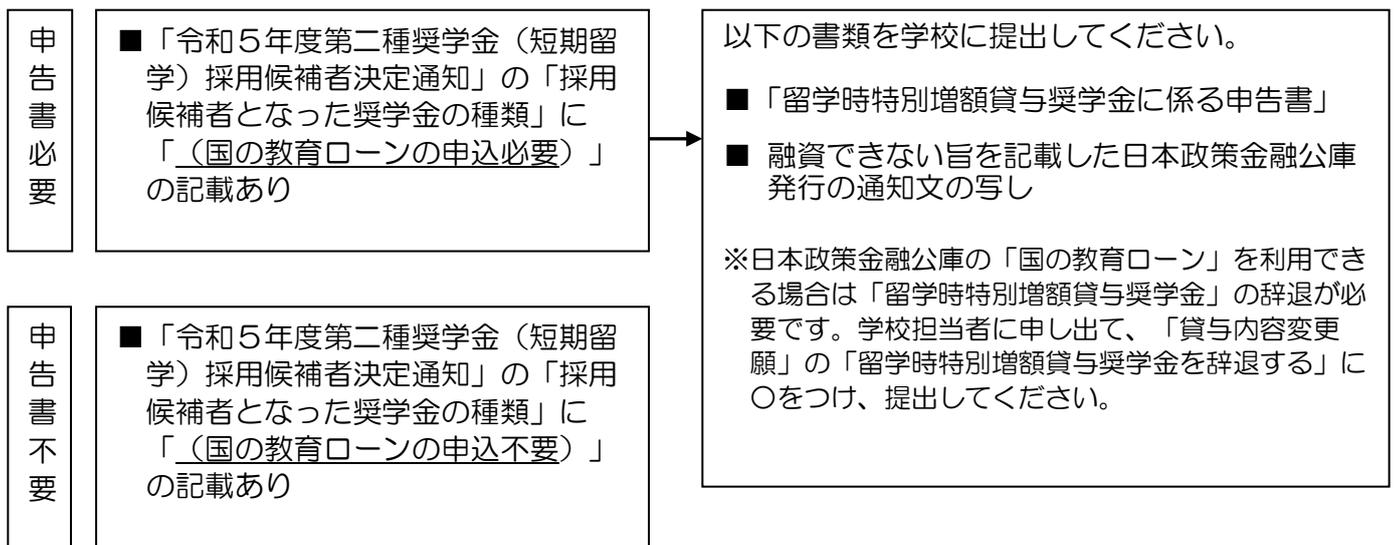
1. 採用候補者決定～採用時の手続きの流れ……2～3ページ
2. 手続きについての注意事項……………4～6ページ
3. 利率について……………7ページ
4. よくある質問……………8ページ

1. 採用候補者決定～採用時の手続きの流れ

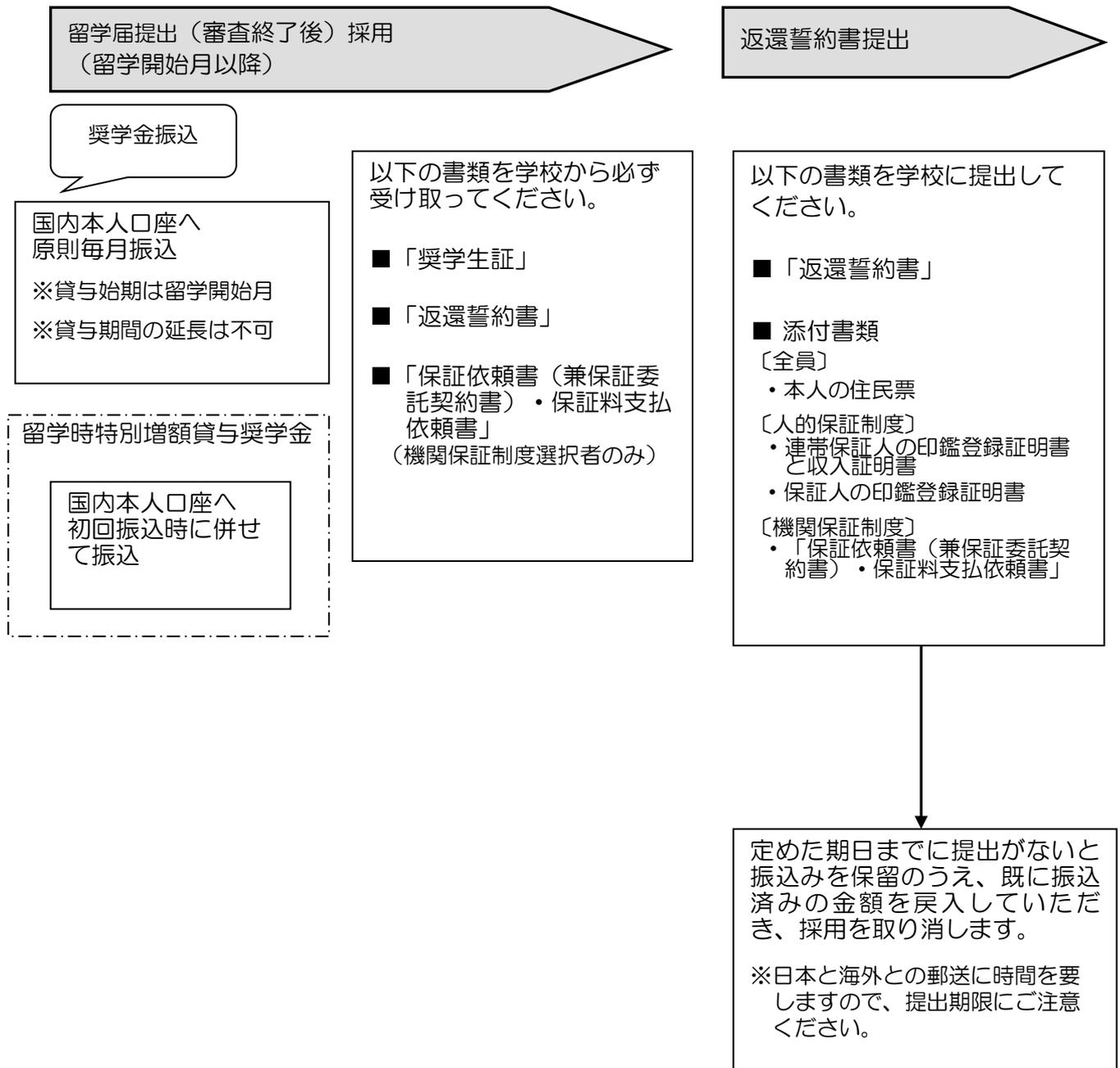
1-1. 採用候補者決定→留学前の手続き



留学時特別増額貸与奨学金を希望する場合：



1-2. 留学届提出～返還誓約書提出



2. 手続きについての注意事項

2-1. 採用候補者の資格について

次の各項の一つに該当する場合は、候補者としての資格を失いますので注意してください。

- ① 申込回毎に定められた留学開始月に海外の大学・大学院で留学プログラム又は授業を開始しなかったとき。
第1回：2023年 4月～2023年 7月
第2回：2023年 8月～2023年11月
第3回：2023年12月～2024年 3月
- ② 「留学届」等必要書類を提出しなかったとき。
- ③ 奨学金申込に際し、申告すべき事項を故意に申告せず、又は虚偽の申告により候補者となったことが判明したとき。

2-2. 「留学届」等必要書類の提出について

(1) 提出書類

留学前に以下の書類を国内在籍学校が定めた期日までに提出してください。

【どなたも提出が必要な書類】

| | 提出物 |
|---|----------------------------|
| 1 | 「留学届」 |
| 2 | 留学先学校発行の受入許可書（コピー可、日本語訳添付） |

【「留学時特別増額貸与奨学金」希望者で「採用候補者決定通知」に「国の教育ローンの申込必要」と記載がある場合に必要な書類】

| | 提出物 |
|---|--------------------------------|
| 1 | 「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」 |
| 2 | 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー |

【申込時に選択した貸与内容を変更する場合に提出が必要な書類】

| | 変更項目 | 提出物 |
|---|---|----------------------------|
| 1 | 貸与月額、留学時特別増額貸与奨学金、利率の算定方法、留学先学校、振込口座、氏名 | 「令和5年度第二種奨学金（短期留学）貸与内容変更願」 |
| 2 | 保証制度 （機関保証→人的保証、人的保証→機関保証） | 「令和5年度第二種奨学金（短期留学）保証制度変更願」 |

※ 「令和5年度第二種奨学金（短期留学）貸与内容変更願」及び「令和5年度第二種奨学金（短期留学）保証制度変更願」は国内在籍学校で届出用紙を受取ってください。

【国内の奨学金を受けている場合に提出が必要な書類】

| 提出物 | | | |
|-----|--------|------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 第一種奨学金 | 留学中の学籍上の身分が「休学」の場合「留学奨学金継続願」 | |
| 2 | 第二種奨学金 | 「異動願（届）（休止）」又は「異動願（届）（辞退）」 | |
| 3 | 給付奨学金 | 2019年度以前採用者 | 留学中の学籍上の身分が「休学」の場合「留学奨学金継続願」 |
| | | 2020年度以降採用者 | 留学中の学籍上の身分が「休学」の場合「休止の異動願（届）」 |

※ 国内の給付奨学金を受けている者で留学中に海外留学支援制度（協定派遣）の支給を受ける際の取扱は、給付奨学生として採用された年度により異なります。詳細は学校にご確認ください。

(2) 「留学届」記入上の注意

- ・「留学届」は採用候補者本人が記入してください（代筆不可）。
- ・留学先学校を変更した場合は、「第二種奨学金（短期留学）貸与内容変更願」（「4. 留学先学校」を記入）を提出してください。「留学届」の「留学先学校」欄には変更後の学校の情報を記入してください。
- ・申込時に選択した保証制度の変更を希望する場合は、「留学届」提出前に学校担当者に申し出て、「令和5年度第二種奨学金（短期留学）保証制度変更願」を提出してください。なお、「留学届」裏面は、変更後の保証制度による項目を記入してください。
- ・「留学期間」欄には留学先学校発行の受入許可書に記載されたプログラム又は授業の期間を記入してください。

※受入許可書にプログラム又は授業の途中までの期間が記載されている場合（例：1学期分、前期分等）、受入許可書に記載されている期間ではなく、留学を予定している全期間を記入してください（プログラム又は授業の終了予定年月をアカデミックカレンダー（学事暦）等で確認のうえ記入してください）。

- 〔例〕
- ・受入許可書に記載された期間：2023/4～2023/8（春学期）
 - ・留学を予定している全期間：2023/4～2023/12（春学期・秋学期）
 - ・「留学届」に記入する留学期間：2023/4～2023/12

※ダブルディグリー制度によらない留学で13か月以上の留学の場合、貸与期間は最長12か月となりますので、プログラム又は授業の開始月から12か月の期間を記入してください。

- 〔例〕
- ・プログラム又は授業の期間：2023/4～2024/8
 - ・「留学届」に記入する留学期間：2023/4～2024/3

(3) 受入許可書について

- ・留学先学校発行の受入許可書（コピー可、日本語訳を添付）を提出してください。
 ※アメリカへの留学で学校から発行されるI-20（学生ビザ（F-1ビザ）取得に係る書類）及びDS-2019（交換訪問者ビザ（J-1ビザ）取得に係る書類）、実際のプログラム又は授業の終了日より長い期間が記載されるケースがあるため、証明書類として用いることができません。
- ・受入許可書にプログラム又は授業の期間が学期や年度で記載されていて、年月の記載がない場合
 (fall semester, first semester, 2023-2024 academic year等)、アカデミックカレンダー（学事暦）を添付してください。
- ・受入許可書にプログラム又は授業の途中までの期間が記載されている場合（例：1学期分、前期分等）、次の学期の証明書類が発行され次第、国内在籍学校に提出してください。証明書類の提出が遅い場合、奨学金の振込みがいったん止まる場合があります。

2-3. 「返還誓約書」の提出について

「返還誓約書」の送付は採用後（留学開始月以降）になります。留学中であっても奨学生本人の署名は必要です。国内連絡者等を通じて受取り、署名のうえ、期限までに国内在籍学校に提出してください。

3. 利率について

返還利率は、選択した「利率の算定方法」により貸与終了時に決定します（年3.0%が上限）。留学時特別増額貸与奨学金（増額貸与）を受けた場合は、基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率になります。

利子は、貸与終了時に決定した利率にしたがい、貸与終了の翌月の初日から月単位で発生します（奨学金の貸与中および返還期限猶予期間中は無利子です）。

利率の算定方法

「利率固定方式」：貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用される方式

「利率見直し方式」：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直す方式

《参考》2023年1月に貸与終了した者の返還利率

| 貸与種別 | 利率の算定方法 | 利率 (%) |
|-------|---------|--------|
| 基本月額 | 利率固定方式 | 0.805 |
| | 利率見直し方式 | 0.200 |
| 増額貸与額 | 利率固定方式 | 1.005 |
| | 利率見直し方式 | 0.400 |

4. よくある質問

Q1. 最近では低金利と聞いていますが、奨学金の利率が年3%というのは高くないですか？

A1. 年利率3%というのは、皆さんが負担する利率の上限であって、常時年3%の利率としているものではありません。

国からの借入利率が年3%を超えた場合でも、皆さんが負担する利率は年3%に抑えるというもので、国からの借入利率が年3%を下回る場合は、皆さんが負担する利率はその借入利率となります。（7ページの《参考》を参照）

※ 上記の記述内容は基本月額分に限りません。

Q2. 「利率固定方式」と「利率見直し方式」では、どちらがたくさん利息を払わなければいけませんか？

A2. 「固定方式」と「見直し方式」の利率は、7ページの《参考》に記載してあります。現時点において、将来の金利変動等を見込むことは難しいことから、どちらの方式を選択した方が有利であるかはわかりません。

なお、本機構のホームページには、当月中に貸与終了した場合の利率を毎月掲載していますので、参考にしてください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu/2007ikou.html

Q3. 現在の利率が低い「利率見直し方式」にしておいて、金利が上昇してきたら「利率固定方式」とすることはできますか？

A3. 利率算定方法は、貸与が終了する一定期間前まで変更が可能ですが、その変更可能な期限を過ぎた後は変更できませんので注意してください。

また、その期限前であっても、留学時特別増額貸与奨学金や奨学金の振込みが止まっているとき等は変更できません。

利率の算定方法の変更を希望する場合は、変更の可否について事前に学校に確認してください。

Q4. 返還誓約書は留学中でも、自分で署名しなければいけませんか？

A4. 本人の署名は必須ですので、留学先まで返還誓約書を郵送してもらう必要があります。留学先の住所や書類の郵送方法は予め確認をして置いてください。

また、郵便事故を避けるためにも、EMSなど追跡番号が付く方法で送ってください。